

【国際協力人材育成研修】

2020年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

村田 邦行

第1 はじめに

2020年11月9日から同月19日までの間、国際協力人材育成研修を実施しました。

この研修は、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援の理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、2009年から毎年1回実施している研修です。

例年、この研修では、国内研修のほか、支援対象国を訪問しての国外研修を実施していますが、2020年度の研修（以下「本研修」といいます。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国外研修を実施せず、研修参加者が所属庁等からリモートで参加する全面ウェブ形式で実施しました。

本稿は、研修参加者がどのような研修を受けたのか、本研修の概要をご紹介します。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 研修参加者

本研修には、法務省民事局の森下宏輝局付、法務省民事局総務課の植月結可企画第一係長、東京法務局人権擁護部第二課の小林昌徳調査救済第三係長、東京地方検察庁の鈴木雄大検事、大阪地方検察庁の庄野啓子検事、盛岡地方検察庁の笹村美智子検事、千葉地方検察庁の齊藤正人検察事務官の合計7名が参加しました。

第3 研修概要

本研修は、別添「2020年度国際協力人材育成研修日程表」のとおり実施しました。

1 国際協力部職員による講義等

法務省が実施している法制度整備支援の概要に関する講義や国際協力部で働く国際専門官の業務に関する講義を実施したほか、国際協力部教官がそれぞれ自身の担当する国の法制度整備支援の概要について講義をしました。

森永太郎部長からは、国際協力部教官に求められる能力、日本の法制度を理解することの重要性、各国の法制度などに関する講話があったほか、「法整備支援概論」の講義では、法制度整備支援がどのような活動なのか、その意義や目的は何か、どのような歴史を持っているのか、今後の課題などについて、「法整備支援活動の企画～失敗し

ない計画作りとPDM～」の講義では、法制度整備支援活動を行う前提としての企画・計画に際しての留意点やPCM手法の概要などについて、それぞれ説明がありました。

伊藤浩之副部長からは、「長期派遣専門家の仕事」の講義において、独立行政法人国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家としてラオスに係る法制度整備支援に従事した経験も踏まえ、長期派遣専門家の役割、ラオスで行った法制度整備支援活動の内容、長期派遣専門家に必要な知識や能力、法制度整備支援の魅力などについて、説明がありました。

そのほかにも、下道良太教官から、「テーマ別に見る法整備支援」の講義において、知的財産権・調停・法令の整合性確保というテーマ別での支援対象国に対する法制度整備支援の活動紹介のほか、同じ支援分野でも支援対象国の置かれている状況等によって支援活動の内容が異なることや、このような各国の支援内容に関して情報を有する国際協力部が関係機関の連携において中心的役割を果たす必要があることなどについて、説明がありました。



【森永部長による講話の風景】

2 外部講師による講義

講義「ODAとしての法整備支援」では、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム主任調査役の井出ゆりさんより、JICAによる政府開発援助（ODA）としての法制度整備支援活動などについて、お話しいただきました。

講義「名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の法整備支援」では、名古屋大学大学院法学研究科教授でCALEセンター長を務める藤本亮先生より、CALEの歴史やその果たす役割（アジア法研究・法整備支援研究、法学教育支援、国内人材育成）などについて、お話しいただきました。

講義「法整備支援の魅力と醍醐味～モンゴルでの業務を振り返って～」では、長期派遣専門家としてモンゴルに係る法制度整備支援に従事した岡英男弁護士より、ご自身が携わったモンゴルにおける調停制度の構築や普及に向けた活動を振り返りながら、法制度整備支援の魅力などについて、お話しいただきました。

3 研修参加者による講義

(1) 名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ法科大学内）

名古屋大学日本法教育研究センターの学生の皆さんに対し、研修参加者による日本法講義を行いました¹。

研修参加者の植月さん及び小林さんは、「日本の民法の紹介～第三者保護規定を中心に～」と題する講義を行い、意思表示に瑕疵がある場合の第三者保護や無権代理における相手方保護に関する日本の民法の規定などを紹介しました。研修参加者の森下さんは、「日本の民法の紹介～不法行為について～」と題する講義を行い、不法行為責任が認められる場合の各要件などを紹介しました。

また、学生の皆さんから、研修参加者が講義で紹介したテーマに関するベトナム民法の規定の内容や日本の民法との異同に関する発表も行われました。

学生の皆さんは、日本語を勉強し、日本の法律書を日本語で読むなどしていることもあって日本語がとても上手く、講義は日本語で行われました。

日本語での講義とはいえ、オンラインという環境の中、法制度や文化等の異なる外国の方に日本の法律を伝えることに研修参加者は苦勞しているようでしたが、学生の皆さんに理解してもらおうと丁寧に説明していました。



【講義風景（写真右側の5つの画面が研修参加者）】

(2) ラオス国立大学

ラオス国立大学の学生の皆さんに対し、研修参加者による日本法講義を行いました²。

研修参加者の鈴木さん、庄野さん及び笹村さんが、「日本の刑事手続の概要」と題

¹ 本講義の実現に当たっては、名古屋大学日本法教育研究センター講師の小林雄一先生に多大なご協力をいただきました。

² 本講義には、ラオス長期派遣専門家の前田佳行さんがラオス国立大学から参加し、当日のラオス側参加者との調整などにご協力いただきました。

する講義を行い，日本において，捜査や公判がどのような流れで進むのか，刑事手続において検察官がどのような活動をするのかなどを紹介しました。

講義は日本語とラオス語の逐語通訳で行いました。講義を行った研修参加者はいずれも検事で，捜査における取調べや公判における尋問などの場面で逐語通訳の経験があるものの，オンラインという環境下で，また，法制度や文化等の異なる外国の方に日本の法律や制度を伝えるということで，戸惑う部分もあったと思いますが，それぞれの実務経験も踏まえて丁寧に説明していました。



【講義風景（ラオスから撮影。プロジェクターに映るのが日本側参加者）】

4 ベトナム長期派遣専門家との意見交換

ベトナム長期派遣専門家である横幕孝介さんをはじめとするベトナム長期派遣専門家の皆さん³のご協力をいただき，意見交換を行いました。

意見交換では，長期派遣専門家から現行プロジェクトの現状や次期プロジェクトの展望⁴などを紹介いただくとともに，長期派遣専門家としての現地での活動内容，新型コロナウイルス感染症によるプロジェクト活動への影響などといった研修参加者からの質問に答えていただきました。

5 神戸大学留学生との意見交換

神戸大学教授の金子由芳先生が指導する留学生の皆さん（ラオス，ミャンマー及びインドネシアの各国政府機関職員）との意見交換を行いました。

意見交換は，ラオス及びミャンマーの留学生が，各国の法・司法改革の状況などに関するプレゼンテーションを行うとともに，日本の制度について質問し，この質問に対して研修参加者が回答するという形で行われました。留学生からは，日本における条約に係る審査の実務や司法制度改革の内容などといった質問が事前に寄せられてい

³ 長期派遣専門家の横幕孝介さん（検察官出身），枝川充志さん（弁護士），長橋正憲さん（裁判官出身：当時），寺本二憲さん（業務調整担当）にご出席いただきました。

⁴ 本稿中の「現行プロジェクト」及び「次期プロジェクト」は，いずれも本研修実施当時。前者は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（期間：2015年4月1日から2020年12月31日）」，後者は「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト（期間：2021年1月1日から2025年12月31日）」。

ましたが、研修参加者は、事前に調べた結果などを踏まえて丁寧に答えていました。

6 法制度整備支援活動の見学

ラオス長期派遣専門家の前田佳行さんにご協力いただき、プロジェクト活動（刑事事実認定の問題集作成に係る教育研修SWG刑事小グループのAGカンファレンス）の様子を聴講させていただきました。聴講した際は、殺意の認定の問題に関する議論がされており、作成中の事例をもとに、そもそも殺意があるとはどのような状態か、殺意を認定するに当たって考慮すべき事情は何か、作成した事例で殺意が認定できるかといった点について、弁護士の波床典則先生から助言をいただきながら、活発な議論が行われていました。そのほかにも、川野麻衣子教官が講師を務めた、不動産登記法をテーマとする東ティモールとのオンラインセミナーの様子も聴講させていただきました。このセミナーは、川野教官が日本の不動産登記制度の概要などを紹介し、他方、東ティモール側が同国で起草している不動産登記法草案を紹介するという内容でしたが、川野教官の話す日本語を現地語に通訳する際、日本語で話した言葉よりも多くの言葉を使うなどして通訳人が通訳をしており、法制度整備支援活動において日本の法律概念を外国語で伝えることの難しさや優秀な通訳人を確保することの重要性を研修参加者も感じたのではないかと思います。

7 課題検討・発表

研修参加者が、事例を用いて支援計画を検討するとともに、その検討結果を発表し、国際協力部職員と意見交換を行いました。

この演習は、新たに国際協力部に配属となった教官を対象とした研修カリキュラムの番外編として実施したことのあるもので、法制度整備支援について初めて学ぶ研修参加者が限られた時間の中で検討するのは大変だったと思いますが、研修参加者はそれぞれ、本研修中に学んだことも踏まえ、自分なりの支援計画を作成していました。

第3 おわりに

わずか約10日間の、しかも、全面ウェブ形式という、これまでにない実施形式での研修において、法制度整備支援についてどこまで伝えることができるのだろうか、通信機器の接続面など十分な研修環境を提供できるのだろうか、本研修実施前にはそんな不安がありました。

研修参加者は、最初はウェブ形式での研修に戸惑う部分などもあったようでしたが、本研修が進むにつれて質問の数が増えていくなど、興味を持って講義やプロジェクト活動などを見聞きしているというのがその言動などから伝わってきました。研修参加者は、この短い研修期間中においても、多くのものを吸収してくれたのではないかと思います。また、海外との接続も含む通信面などでの大きなトラブルもなく、本研修を実施することができました。

とはいえ、本研修では、国外研修が実施できず、支援対象国を訪問して、現地でどのような法制度整備支援活動が行われているのかを直接見てもらうことや、長期派遣

専門家などの関係者と対面で話してもらうことができませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ないものであったとはいえ、本当に残念であり、また、悔しい気持ちがあります。研修参加者も同じ気持ちだと思います。この点で、担当者として、本研修では例年の研修に比して必ずしも十分な内容を提供できなかったのではないかという忸怩たる思いがあります。それでも、このような状況の中、本研修に参加し、積極的に取り組んでくれた研修参加者には感謝しています。本研修を通じて、法制度整備支援への興味・関心を少しでも深めてもらえることを願っています。

このICDNEWS第86号（2021年3月号）には、研修参加者が寄稿した本研修に関する記事を掲載していますので、是非お読みください。

最後に、本研修にご協力くださいました関係者の皆様には、この場を借りて心より感謝申し上げます。

2020年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	午前	午後	備考
11 / 8			
11 / 9	9:45 研修参加者挨拶・自己紹介等	10:45 講義「法務省の法整備支援」 国際協力部教官	12:00 13:00 13:50 14:00 15:50 16:00 17:00 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加
11 / 10	9:45 講義「各国法整備支援の概要①」 国際協力部各国担当教官	12:00 13:00 15:00 15:10 15:50 16:00 17:00 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加	講義「長期専門家の仕事」 国際協力部副部長 講義「各国法整備支援の概要②」 国際協力部各国担当教官 講義「国際専門家の業務」 国際協力部担当専門官
11 / 11	9:45 講義「ODAとしての法整備支援」 JICAガバナンス・平和構築部法・司法チーム主任調査役 井出ゆり	12:00 13:00 15:30 15:30 18:30 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加	ラオスオンラインAGカンファレンスに係る事前説明、 資料検討等 国際協力部担当教官 ラオスAGカンファレンスへの参加
11 / 12	9:45 講義「法整備支援活動の企画～失敗しない計画作りとPDM～」 国際協力部部長	12:00 13:00 15:00 16:00 17:00 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加	課題(支援計画作成)検討等 国際協力部教官 講義「関係機関との連携(法整備支援への いざないなど)」 国際協力部教官
11 / 13	9:45 講義準備等	10:45 名古屋大学日本法教育研究センター(ハノイ法科大学内)講義・意見交換	14:00 15:30 17:30 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加
11 / 14			
11 / 15			
11 / 16	9:45 講義「名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)の法整備支援」 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 藤本亮	12:00 13:30 16:20 16:30 18:00 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加	講義「テーマ別に見る法整備支援(知的財産権・調 停・法令の整合性確保)」 国際協力部教官 ベトナム長期派遣専門家との意見交換 ベトナム長期派遣専門家
11 / 17	9:45 講義「法整備支援の魅力と醍醐味～モンゴルでの業務を振り返って～」 弁護士 岡英男(元モンゴル長期派遣専門家)	12:00 13:40 15:25 15:30 17:00 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加	留学生(神戸大学)との意見交換等 神戸大学教授 金子由芳教授, 同大学留学生等 課題(支援計画)発表準備
11 / 18	9:45 課題(支援計画作成)発表, 質疑応答及び意見交換 国際協力部部長, 国際協力部副部長, 国際協力部教官	12:00 13:00 17:30 全面Web形式 研修参加者は所属 庁等から参加	東ティモールオンラインセミナーへの参加
11 / 19	9:30 課題(支援計画作成)に関するICD内の検討会への参加 国際協力部部長, 国際協力部副部長, 国際協力部教官	12:00 13:30 14:30 閉講式	

2020年度国際協力人材育成研修で学んだこと

法務省民事局付

森 下 宏 輝

第1 はじめに

2020年11月9日から同月19日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された令和2年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。本研修では、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて研修内容の変更を余儀なくされ、全面オンラインの方法により実施されることとなったが、法制度整備支援に携わっている方々の講義や支援活動への参加等を通じて、多くのことを学ぶことができた。本研修の具体的な内容は他の研修員の報告で詳しく言及されると思うので、本稿では、私が本研修に参加して特に印象に残った「寄り添い型」の法制度整備支援について学んだことを中心に記述することとしたい。

第2 「寄り添い型」の法制度整備支援について

1 日本の法制度整備支援の特徴

日本の法制度整備支援の特徴は、支援対象国に特定の法制度や価値観を押し付けるのではなく、支援対象国との対話を通じて整備すべき法制度のあり方を共に考える「寄り添い型」の支援であることにある。私は、本研修の冒頭の講義で講師が述べたこのような言葉に強く印象付けられていた。支援内容の要請に対応する国際標準的な法制度をそのまま提供するような支援（その悪い側面を強調すると「押し付け型」といえるのかもしれない。）のように法制度の現状やその背景にある社会的・文化的・経済的事情等を見逃して行われた法制度整備支援が必ずしも十分な成果を上げないことは直感的に理解できる。これに対して「寄り添い型」の支援は、支援対象国の実情やニーズを的確に把握し、支援対象国側も能動的に活動に参加して適切な法制度を作り上げていくことによって、実効的な支援を実現することができる。このことは広く共感できるのではないだろうか。

しかし、「寄り添い型」であることが日本の法制度整備支援を特徴付けているということは、それが国際的な支援活動として一般的な方式ではないことを意味しているように思われる。それは一体なぜなのか。また、「寄り添い型」支援の意義とはどのような点にあるのか。本研修を通じて私なりに考えた内容は以下のとおりである。

2 「寄り添い型」支援の困難性

「寄り添い型」の支援が困難である理由は、それが多大な時間と労力を要することにあるものと考えられるが、その本質はドナー国と支援対象国との相互的なコミュニケーションの困難性（ひいては「他者」を理解することの困難性）にあるように思われる。そして、本研修に参加して目にしたこのような困難性は、私が想像していたよりも遥

かに大きいもののように感じられた。

例えば、法の解釈権限が裁判所ではなく国会に帰属する旨が憲法に明記されている社会主義国家に対して、どのような法曹の育成に係る支援活動を行うことができるのか。このような国に対して法解釈学の未発達を問題にし、対処療法的に教材や研修制度を整備するのみでは不十分であるように思われる。あるべき「寄り添い型」の支援といえるためには、支援対象国の法制度が裁判官による主体的な法解釈という規範的活動を想定せず、むしろそのことによって判決の正統性が確保されるという建前（裁判官の法適用に関する権限を国民代表機関である国会の定立した法律の機械的適用に限定することによって、判決の民主的正統性を確保するという建前）に立脚していることを前提とした上で、これに整合するようにどのように司法制度を発展させるのが望ましいのかという困難な課題に取り組む必要があるように思われるが、それが簡単な試みでないことは明らかである。

また、新しい法制度の導入に関する支援活動を行うに当たり、検討を行うために必要となる法的概念が支援対象国の言語体系に存在しないという事態も頻繁に起こることになる。このような場合には、通訳（しばしば非主要言語との通訳を伴う。）を介して支援対象国に法的概念の意味内容や法制度の枠組みを逐一説明した上で検討を行う必要があるが、そのためには膨大な時間と労力を要することも容易に想像できる。

実際に、本研修においては、それぞれ数時間を確保して開催された、殺意をテーマにした事実認定の問題集作成に関するラオスの法曹等とのカンファレンスや、不動産登記制度の立案に関する東ティモールとのオンラインセミナー等に参加させていただいたが、支援対象国側においてこちらの問題意識を十分に理解できないために議論の必要性に疑問を呈する場面や、日本の法制度の概略の説明に多大な時間を要する場面が見られた。このような困難性に照らすと、完成された法体系を有する欧米諸国等としては、要請を受けた支援内容に対応した国際標準的な法制度をパッケージとして提供の方が余程現実的な選択であるし、目に見える成果としても表れやすいと捉えられるのではないだろうか（アジア法に対する西洋法の優位を（無自覚的にせよ）念頭に置いている国においては特にそういえるように思われる。）。

3 「寄り添い型」支援を可能とするもの

では、このような困難にもかかわらず、日本において「寄り添い型」支援を可能とするのは何であるか。日本は、かつて近代的な法制度の整備を迫られた際に、フランス法、ドイツ法及び英米法を受容し、独自の発展を遂げるに至った経験があり、現在においても比較法の研究が盛んであるという特徴を有する。これは、新たな法制度を受容しようとする支援対象国に対して有用な情報提供等を可能とする基盤となると考えられる。また、支援対象国を理解するという側面でも、日本は、欧米諸国と比較すると支援対象国に地理的・文化的共通点が多いと考えられることは大きな利点といえる。

しかし、本研修を通じて最も強く感じたのは、「寄り添い型」の支援を可能としてい

るのは何よりも支援活動を行う人の熱意であるということである。本研修の講義において、「なぜ法制度整備支援を行うのか」がしばしば話題として取り上げられていたが、いずれの講師も「困った人を助けたい」ことが根底にあると述べていた。また、カンファレンスやセミナーにおける支援対象国の人々とのやり取りを見ても、これらの者の意見を頭ごなしに否定することなく、共に法制度を作り上げていく「同志」として敬意を持って接している姿がとても印象的であった。このように支援対象国の人々を尊重し、力になりたいと思う熱意こそが困難な課題を克服する上で最も重要なことであると感じられた。

「寄り添い型」の支援は、短期的には目に見えるものとして表れにくいものかもしれないが、その活動の成果が支援対象国に根差していることも本研修で見て取れた。例えば、ベトナムは、今や法制度上の課題を自ら発見してこれに取り組む主体へと成長している。私は、本研修中にハノイ法科大学の学生に日本法の講義を行う機会を得たが、日本の法学部と同程度の高度な授業を日本語で理解し、積極的に質問を行う学生の姿を見てとても感心させられるとともに、日本の法制度整備支援の成果と先人たちがそれまでに費やした膨大な時間や労力に深い敬意の念を抱くに至った。

4 日本にとっての「寄り添い型」支援の意義

「寄り添い型」の支援は、第一次的には支援対象国のために行われるものではあるが、本研修を通じて、支援活動を行う日本にとっても大きな意義を有することに気付かされた。

日本の法実務家は、完成された法制度を共有し、これに基づいて規範的活動を行っていることについて、意識的に顧みる機会を有しない。しかし、「寄り添い型」の支援に携わる過程においては、このような日本の法制度や法実務のあり方についても反省を迫られることになる。例えば、前記2の支援対象国の司法制度の発展のあり方を考えるに当たっては、選任過程の民主的正統性が必ずしも強いとはいえない日本の裁判官による法解釈が正統化されるのはなぜなのかという問題についても検討される必要があるように思われる。

また、支援対象国の実情を通じて日本の諸制度の果たしている役割に気付かされることもある。例えば、判決の公開制度が判決内容の統一性や判断の予測可能性の確保にどれほど大きな役割を果たしているのか、パンデクテン方式や法令検索システムが法令の整合性確保にどれほど寄与しているのかなどは、これらの制度等を有しない支援対象国の実情を通じて的確に把握することができる。

このように、他者である支援対象国への理解を通じて日本の法制度に対する見方を相対化し、広い視野から物事を考えることを可能とすることも「寄り添い型」支援の大きな意義といえるのではないか。政治学者の小野紀明は他者を理解することの意義について次のように述べているが、その意義は「寄り添い型」支援についても等しく当てはまるように思われる。

『「他者」を理解するとは、自我を持つ主体としての私が、同じく自我を持つ客体と

しての貴方を客観的に把握することではなく、私と貴方の区別を越えた自他未分離の層に投錨すること、換言すれば〈汝における我の再発見〉であり、自己と他者との共同性の確認なのである。それこそが、固い殻を被った自己と他者とが合理的な言葉を通して意思疎通を行うこととは異なる、真に『他者』を『理解』することなのではないか。」¹

第3 おわりに

本研修を終えて、法制度整備支援が究極的には人と人とのコミュニケーションに帰着する活動であり、支援対象国の人々を共に支援活動に関わる主体として尊重し、相互理解を深めていく試みであること、それがひいては自己理解と発展にも繋がることに気付かされた。このことは法制度整備支援に限らずあらゆる社会的活動において重要な視点といえるのではないだろうか。

本研修の実施に御尽力いただき、このような貴重な経験を得させていただいた村田邦行教官及び原島隆寛専門官をはじめとするICD関係者及び講師を務めて下さった皆様に対してはこの場を借りて心より感謝の意を表したい。

¹ 小野紀明『西洋政治思想史講義－精神的考察』6頁（岩波書店 2015年）

2020年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局総務課企画第一係長

植月結可

第1 はじめに

私は、2020年11月9日から同月19日までの間、2020年度国際協力人材育成研修に参加させていただく機会を得た。

この研修は、例年は、国外研修と集合形式の国内研修で構成されているようであるが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、ウェブ会議システムによる全面オンライン形式で実施された。

ウェブ会議システムを用いた研修に参加することは、私にとっては初めての経験だったため、研修が始まる前は、約2週間もの間、毎日ウェブ会議システムで研修を受けるということに不安も感じていた。しかし、実際に始まってみると、それほど違和感なく集中して研修を受講することができた。また、自宅にいながら、様々な講師の方々の話を聞くことができたほか、ラオスでのカンファレンスに参加したり、ベトナムやラオスの学生に講義を行ったり、ベトナムに滞在する長期派遣専門家の方々の話をお伺いしたり、神戸で勉強している支援対象国からの留学生と意見交換をしたり、東ティモールとのオンラインセミナーに参加したりと、オンラインのメリットをいかして、様々な場所にいる方々とコミュニケーションをとる機会を与えていただき、非常に貴重な経験をさせていただくことができた。

そもそも、私は、この研修に参加するまで国際的な分野には縁がなく、恥ずかしながら法制度整備支援についてもほとんど知識がなかった。2017年度にICDの実施する日韓パートナーシップ共同研究に参加させていただいたことが、ICDとの唯一の接点であり、ICDで普段どのような活動がされているのかもよく知らなかった。そのため、この研修で見聞きした話はいずれも全て新鮮で、他国の法制度の状況や、法制度整備支援に熱心に取り組まれている方々がいるということを知ることによって、自分の視野がこれまでより大きく広がったように感じている。

以下、特に印象に残った点を中心に、研修を通じて感じたことを述べたい。なお、私の理解不足により、不正確な記載があるかもしれないが、その点は御容赦いただければ幸いである。

第2 相手国について

- 1 研修に参加してまず驚いたのは、ICDによる法制度整備支援の対象となる相手国が多岐にわたっており、また、法制度の整備状況やその内容、これまでの支援の状況等が、それぞれの国ごとに大きく異なっていることであった。

前述のとおり、私は2017年度にICDの実施する日韓パートナーシップ共同研

究に参加させていただいたことがある。日韓パートナーシップ共同研究では、韓国と日本の不動産登記制度の比較研究をさせていただく機会を得たが、その際、韓国の不動産登記制度が、日本の不動産登記制度と非常に酷似していたことが強く印象に残っていた。それまでは、私は日本の制度のことしか知らず、他国のことなど想像したこともなかったが、海を隔てた向こうの国で、日本と同じような不動産登記制度が導入されており、日本と同じように運用されているということに、大変おもしろさを感じた。他方で、韓国では非常に電子化が進んでおり、新しい技術を積極的に導入しているなど、同じような制度を土台としながらも日本とは違った形で先進的な取組がされていることに、非常に刺激を受けたこともよく覚えている。

他国の法制度を学んだ経験は、この韓国での経験が唯一であったため、今回、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、中央アジア、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等々の幅広い国々について、法制度整備支援の実情や、実際に御苦労されながら取り組まれている経験談をお聞きすることができ、以前の韓国での経験と相まって、世界は広く、自分が普段いかに狭い価値観の中で過ごしているかということに気づかされた。

2 一例を挙げると、今回の研修では、ハノイ法科大学内に設置された名古屋大学日本法教育研究センターで日本法を学ぶベトナムの学生に対して、ウェブ会議システムにより日本の民法の講義を行うという経験をさせていただいたが、その講義の準備に当たって初めてベトナムの民法を目にして、ベトナムではそもそも一般市民が土地を所有することができる制度となっていないということを知って非常に驚いた。私が日本の中で日本の民法を勉強したときは、土地の所有権を取得したり、それを第三者に対抗するために登記をしたりということをして当然のこととして勉強していたが、そもそも土地や登記制度に対する考え方が大きく異なる国があり、自分が勉強していたものは必ずしも普遍的なものではないのだということに気づかされ、カルチャーショックを受けた。そして、実際にそのような国の学生に日本の民法を説明することをわずかながらも経験させていただき、文化や社会制度の異なる国の方々に日本の制度を説明することの難しさを実感した。同時に、講義を聴いてくれた日本法教育研究センターの学生達は非常に優秀で勉強熱心で、既に日本法の教育が高いレベルで行われており、実際に講義後は学生から日本語で法律用語を駆使して積極的に質問がされ、とても敬意を抱いたし、他国でこれほど熱心に日本法を勉強している方々がいるということをうれしくも感じた。

3 また、もう一例挙げると、研修の中で、東ティモールにおける不動産登記法案の起草に関するオンラインセミナーに参加させていただいたが、東ティモールの状況にもとても驚かされた。東ティモールは独立してから日が浅く、不動産の権利の移転等を登記する制度がまだ存在すらしていないということや、過去の紛争等の歴史から、土地の権利関係が不明確な状態にある中、一から登記簿を整備していることなどをお聞きして、世界にはこのような状況の国もあるのかと非常に驚いた。そして、そのような中で、法律案の起草に尽力されている東ティモールの皆さんの様子を拝見して、感銘を受けるとと

もに、土地の権利関係が明確になっていることが国の発展や国民生活の安定にとっていかに重要なことであるかということを感じることができた。

第3 支援策について

- 1 上記第2のほか、研修に参加して強く感じたことは、法制度の整備を支援すると一口に言っても、その支援策としては様々な方策があり、相手国の状況に応じて効果的に支援をするためのプランを策定することは容易ではないということである。

研修の中では、法制度整備支援の手法や事例について様々な方から多角的な講義をしていただいた後に、実際に仮想の国の事例について支援プランを作成する演習も経験させていただいた。

森永部長の講義の中では、支援要請を受ける際の留意事項や、支援を開始するかどうかを検討する際のポイント等を教えていただいたほか、プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）の手法についても教えていただいた。実際の法制度整備支援が行われる際に、このように体系立てて計画策定や検証が行われ、関係者間で共通認識が形成されているということを知ることができ、興味深く感じるとともに、このようなPCMの手法は、法制度整備支援に限らず、ほかの様々な政策分野の計画策定や検証においても活用することができるのではないかと感じた。

加えて、モンゴルの長期派遣専門家を務めた岡弁護士の講義の中では、実際の法制度整備支援の中で使用されていたプロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）の内容を紹介していただき、上位目標やプロジェクト目標の立て方についても、また、これらの目標を達成するための成果や活動をどのように設定するかについても、いずれも非常に多様な選択肢があるということを実感した。

- 2 支援プランを作成する演習においては、最高裁判所の未済事件数が異常に膨れ上がって機能不全に陥っているという事例について支援プランを作成する経験をさせていただいたが、まず相手国の要請の内容からどのように現状をくみ取って問題点を洗い出すのかという最初の段階から難しさを感じた。

また、洗い出した問題点を解消するための具体的な活動内容を設定することの難しさも実感した。講義等でお聞きしたところでは、実際の法制度整備支援の場面では、訴訟遅延の解消のために、例えば、法曹への研修や執務参考資料の作成等の実務能力向上のための取組のほか、調停制度の導入等の制度改革など、相手国の実情やニーズに応じて多彩な取組がされているようであった。支援プラン作成の演習では、そういったお話を踏まえて、投入することができる人的・物的資源が限られている中で、多彩な選択肢のうちからどのような選択肢を採用することが効果的なのかを考えたが、なかなか判断がつかず、効果的な計画を策定することがいかに難しいかということを実感することができた。また、演習で支援プランを検討する際に、訴訟遅延について日本ではどのような取組がされてきたのだろうかと考えてみて、そもそも自分が日本の法制度の内容や運用の実態をほとんど知らないということを実感し、自国の制度や歴

史を学ぶことの重要性についても強く実感した。

今後、今回の研修で感じたような観点から改めて日本の法制度を見ることによって、日本の法制度についてももう少し深く理解することができるのではないかと感じた。

第4 おわりに

以上、簡単にではあるが、研修を通じて特に印象に残ったことを述べさせていただいた。

紙面の都合上、ごく一部しか記載することができなかったが、この研修を通じて気づかされたことや初めて知ったことがたくさんあった。国外研修が中止されて、現地の様子を直接見ることができなかったことは残念だったが、ウェブ会議システムによる研修でも、多くのことを学ぶことができた。

コロナ禍の中であるにもかかわらず、研修を受ける機会を設けてくださり、実りのある研修となるよう細かいところまで配慮してくださったICDをはじめとする関係者の皆様に、この場を借りて感謝を申し上げたい。

2020年度国際協力人材育成研修を終えて

東京法務局人権擁護部第二課調査救済第三係長

小林 昌 徳

第1 はじめに

私は、2020年11月9日から同月19日までの11日間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。

本研修は、法務省が開発途上国に対する法制度整備支援活動を推進していくために、これに携わる人材を育成するためのものであり、当初はICDから法制度整備支援活動に関する講義を受けた上で、支援対象国であるベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）及びラオス人民共和国（以下「ラオス」という。）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることで、法制度整備支援活動を具体的に理解させ必要な知識及び技術を習得させることを予定していた。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、本研修については、国外研修を実施せず、ウェブ会議システムを利用したオンライン形式で実施するとともに、法制度整備支援活動に携わる関係者及び関係機関等による講義のほか、支援活動の実務を可能な限り見聞させることにより、日本の法制度整備支援活動を具体的に理解させ、必要な知識及び技術を学ばせることを目的とするものとなった。

本報告は、ウェブ会議システムを利用したオンライン形式で実施された本研修の概要及び特に印象に残った講義などを中心に、私の所感について報告させていただくものである。

第2 本研修の概要等について

1 法制度整備支援活動に関する講義

本研修においては、ウェブ会議システムを利用して、講義「法務省の法整備支援」（村田教官）、講話及び講義「法整備支援概論」（森永部長）、「各国法整備支援の概要①②」（各国担当教官）、講義「長期専門家の仕事」（伊藤副部長）等が実施された。

(1) オンライン形式での講義について

本研修は、ウェブ会議システムを利用したオンライン形式で行われたため、私のように職場の一室から参加している研修員もいれば、自宅から参加している研修員もおり、受講環境は様々であった。私自身、ウェブ会議システムを利用した研修に初めて参加したが、映像が止まる、音声途切れるといったことはほとんどなく、講義の受講について不具合を感じることはなかった。

(2) 講義「法務省の法整備支援」

本研修の担当教官である村田教官による法整備支援の概要についての講義であり、

日本の法整備支援の特徴について初めて学ぶ機会となった。

この講義では、日本が法整備支援を行う理由について、支援対象国において、法の支配を浸透させることによって、個人の権利が守られるだけでなく、経済発展や投資環境の整備を促すことにあることを知った。

また、日本の法整備支援の特徴として、①寄り添い型法制度整備支援であること、②法整備だけでなく、人材育成を重視していること、③日本の経験・知見を活かした支援であること、④多様かつ充実した支援体制を構築していることなどを学んだ。

(3) 森永部長による講話及び講義「法整備支援概論」

森永部長より、約3時間にわたって、講話及び法整備支援について御講義をいただいた。御自身の御経験を交えた上で、各国の法整備支援の特徴、支援対象国の歴史的背景、現状の問題点など様々な角度から法整備支援について、わかりやすい語り口で話され、その話術の巧みさに引き込まれ、長時間の講義であることを感じさせない内容であった。講義の中で特に印象に残ったものは、支援対象国への法制度整備を考える際、様々な角度から比較・検討しなければならないという話である。支援対象国の歴史的背景はもちろん、国民性や宗教など様々な要因を検討することはもちろんだが、それらを踏まえて単に日本と比較するのではなく、似た様な歴史的・文化的背景を持つ国と比較検討するなど、あらゆることを想定し検討することが必要である旨の御講義をいただいた。

(4) 講義「長期専門家の仕事」

伊藤副部長より、長期専門家の行っている実務の内容について御講義いただいた。伊藤副部長は、かつてラオスへ長期専門家として派遣されており、その時の経験などを多数の写真やエピソードなどを交えて話され、どの話も興味深いものばかりであった。また、御講義の中で、法制度整備支援は必ず終了するものであり、支援対象国の主体性や持続可能性をどのように担保するのか、すべての支援を日本側だけで行うことは可能だが、日本の支援が終了した後何が残るのか、支援対象国が真に求めている援助とはどういったものなのかを考えさせられる御講義であった。

(5) 講義「各国法整備支援の概要」

各国担当の教官から、支援対象国ごとに歴史及び法制度整備支援の歴史的経緯や実施状況などについて御講義いただいた。支援対象国は多様であり、当然のことではあるのだが、各国の持つ歴史的背景や文化、そしてそれぞれの国が抱える事情によって支援内容や方法が大きく異なることを法制度整備支援の実施状況や支援対象国が抱えている課題などの話を伺うことで具体的なイメージを持って理解することができた。

2 名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ法科大学内）における日本法の講義及び意見交換

ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターの学生に対し、日本の民法について、研修員が日本語で講義する機会をいただいた。

講義の内容としては、基本的な内容であったものの、日本語のみを使用した講義であったにも関わらず、質疑の際には多くの質問が出たことから、非常に優秀な学生たちであると感じた。この学生たちの中から、ベトナムの法曹界を担っていく人材が輩出されるのだろうと考えると、ここでのやり取りについても将来の日本とベトナムの関係をより良好なものとしていくための裾野を広げることになるのだろうかと感じる時間でもあった。

3 神戸大学留学生との意見交換会

ラオス及びミャンマーからの留学生から、自国の法制度、裁判制度などの紹介をしていただいた後に、あらかじめ用意されていた質疑について研修員が回答するという形式で行われた。交換会自体はすべて英語で行われたが、通訳を介してスムーズな意見交換が行われた。

ミャンマーからの留学生からは、条約案や法律案の作成過程において法務省がどのような役割を果たしているのかなどの質問があり、また、ラオスからの留学生からは、法律案作成の手續や他の法律との整合性をいかに担保しているのかなど、日本語であっても答えに窮するようなハイレベルな質問が用意されており、留学生の意識の高さを感じる場であった。

4 ベトナム長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の現状についての説明を受けた後、意見交換を行った。

法制度整備支援の現場においても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けており、主に新規プロジェクトを進めるにあたって、カウンターパートに思うように会うことができず、ベテランの長期専門家であっても、事前協議における準備の難しさを感じる機会が多かったとのことであった。もっとも、現在の状況が悪影響だけを及ぼしている訳ではなく、プロジェクトに係る司法省の会議に日本からオンラインで参加することができ、従来であれば実現しにくいような状況が発生するなど、現場におられる専門家ならではの臨場感のある話をお聞かせいただき、大変有意義なものであった。

5 東ティモールにおけるオンラインセミナーへの参加

東ティモールにおいて、現在、不動産登記法の草案作成をしており、その最終段階にあるとのことであった。閣議にかける前の確認の意味合いも含めたセミナーを拝見させていただくという大変貴重な機会であった。

本セミナーは、担当教官が日本における不動産の権利に関する登記手續について説明した上で、東ティモールの不動産登記法草案における登記の性質、構成、手續などについて説明を受けるといった内容であったが、通訳人の慎重さが印象に残った。例えば、日本側及び東ティモール側が質問をした際には、必ず「このような伝え方をしたが、間違っていないか。」と確認しながら進めており、小さな認識の違いが大きな問題に発展するという問題意識を常に持ちながらもスピーディーに通訳業務をこなしている様

を見て、法制度整備支援の現場において、優秀な通訳人は何よりも得がたい存在なのだ改めて感じた。同時に、言葉の壁というものは自分が想像している以上に高い壁であり長期派遣専門家が抱える様々な苦勞の一端を伺い知る思いがした。

また、日本側の質問を受けて、問題点が判明するといった場面もあり、法制度整備支援の現場を垣間見ることのできる貴重な経験を得た。

第3 所感

本研修に参加するまでは「法制度整備支援」について、存在自体は知っていたものの、具体的な活動の内容などの知識がなかったので、非常に有意義なものであった。

各国が様々な考えを持ちながら法制度整備支援を行っている中で、日本の法制度整備支援の最大の特徴である「寄り添い型」の支援がどういったものなのかを長期派遣専門家や各国の担当教官から直接学ぶことができたことは貴重な経験であった。

また、本研修を通じて感じたこととして、法制度整備支援に携わっている方々は、支援対象国へ敬意を払っており、対象国への愛情を持っていることが言葉の端々から伝わってきたことである。法制度整備支援というスケールの大きな事業についても、結局のところ、担当者間の相互理解や信頼関係が構築されなければ、物事がスムーズには進まないというすべての仕事に共通することの積み重ねが、法制度整備支援でも重要なのだと実感させられた。その上で、支援対象国との対話を通じて、真に望んでいる支援とは何かを見極め、どのような支援が適切であり、支援の成果が持続可能なのかという点を精査し、さらには法律の整備のみならず、運用する人材育成を行うことによって、整備した制度が機能することを重視していることから、日本の法制度整備支援が正に支援対象国への寄り添いであると実感することができた。

本研修は全面オンラインで行われたが、今後は法制度整備支援の現場でもオンラインでのやりとりを行うことが増加することが考えられる。支援対象国との信頼関係の構築が何より重要となる法制度整備支援の現場において、オンラインでのやりとりが増加することで、支障が出てくるのではないかと考えていたが、本研修を通じて、その認識を改める必要があると感じた。オンライン上でのやりとりであっても、相手との信頼関係を構築することができ、むしろ、距離や時間などの制約がない分、今までにない支援を行うことが可能となり、法制度整備支援事業の持つ可能性がより広がることになるのではないかと強く感じるものであった。

第4 終わりに

本研修は、法制度整備支援について無知であった私にとって、法制度整備支援を具体的に知ることができ、非常に貴重な経験であった。今後、法制度整備支援に携わることができるか分からないが、本研修で学んだことを職場の同僚、後輩に伝えていきたい。

最後にコロナ禍であるにもかかわらず，本研修を実施いただいた教官，国際専門官を始めとしたICDの皆様，そして繁忙である中でも快く本研修に送り出していただいた東京法務局人権擁護部の皆様に感謝を申し上げたい。

法整備支援 オンラインー国際協力人材育成研修に参加してー

東京地方検察庁検事

鈴木 雄 大

第1 はじめに

私は、2020年11月9日から同月19日にかけて、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）主催の2020年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。本稿は、この研修を通じて私が学んだこと、感じたことなどをまとめたものである。

第2 研修参加のきっかけ ～ 研修開始まで

1 セレンディピティ？

始まりは夏の朝。前日の深酒で寝坊した私が、いそいそと最寄駅を目指して歩いていると、横を通り過ぎる一台の車に目を引かれた。その車は、黄色いボディで、ナンバー4桁がぴったり私の誕生日と一緒だったのだ。今日はきっと何かがある。唐突に私はそう思った。

その後、遅刻ぎりぎり職場に着き、汗だくで執務室に入ると、立会事務官が慌てた様子で話しかけてくる。

「検事、今さっき次席検事から電話があったんですけど。」

まさかこの時期に異動か。それとも何かやらかしたか。おそろおそろ次席に電話してみる。

「いや、悪い話じゃないから身構えずに聞いてもらったらいいんだけど。君、異動希望で国際関係希望していたよね？」

確かに異動希望で定型のチェック欄の一つに国際関係があって、それにを入れた覚えはある。だが、その国際関係の中身が何なのかを深く考えていたわけではなかった。

「君に、ICDの国際協力人材育成研修っていう、ハウセイビシエンで外国に長期派遣されるやつの前々くらいの研修の話が来ているんだけど。どうする？」

正直、このとき次席からハウセイビシエンという単語を聞いたのかも定かではないが、ずっと理解できない単語を言われた記憶である。それくらい、このときの法整備支援についての認識は希薄だった。そもそもそんな話が自分に来るとも思っていなかったし、ハウセイビシエンと言われて何のことを言っているのかよく分からなかった。

それでも、次席から「研修中にベトナムやラオスに行く」と聞き、二つ返事で話を受けた。海外旅行が当たった程度の感覚で、心の底からラッキーだと、このときは思った。

ICDといえば、当時の修習課キャップのS検事だ。早速研修の話をして、ラオスに行くらしいことを伝えると、S検事は『世界を変える日本式「法づくり」』という本

をくれた。また、ラオ語の単語集も貸してくれた。

仕事の合間にいただいた本を読む。ラオスの章に凛々しいS検事の姿が。「支援とは『背中を押すこと』だと考えている。」とのこと。ラオスの人たちとともに考え、ラオスの人たち自身の手でよい制度にしていくことが大事だという精神を強く感じる内容である。これが日本式の法づくりなのだと臆気ながら理解する。S検事に格好いいですね、と伝えると、「今は押すだけじゃなくて叩いて走らせるのも必要だと思ってるよ。」と仰っていた。

そんなこんなで、黄色い車のお告げは良い方だったのだと気分もよく、降って湧いた海外旅行に心躍らせながら、その後の修習指導に邁進した。

2 駅前留学

ところがである。研修開始まで1か月余りとなった頃、研修が全面オンラインになりそうだと課長から伝えられる。程なくそれが正式決定になったという通知も届いた。コロナ禍は私から海外旅行をあっさりと奪っていった。

課長によれば、刑事部から取調室を借りたので、そこで研修に参加してほしいとのこと。約2週間、たった1人で一日中取調室にこもり、PCの画面に向かう。それって結構辛いんじゃないか。

正式決定後に副部長にそのことを伝えると、満面の笑みで「お手軽駅前留学みたいだね。」と言われる。悔しかったが成る程そのとおりで笑うしかなかった。

かくして、駅前留学の研修が幕を開けることとなった。

第3 研修中

1 講義 嵐 for dream

令和2年11月9日、晴れ。研修初日。借りた取調室は、応援で入った執務室の10階下である。ちょうど高層階と低層階をまたぐので、エレベーター移動は乗り継ぎが必要で面倒だ。最近運動不足気味でもあったから、とりあえずこの日は階段で移動してみる。しかし、さすがにつづら折れを20回も繰り返すと目が回った。

何とか開始10分前に間に合い、「teams」を起動して待機していると、穏やかな顔をされた担当のM教官が映る。ミャンマーを担当されているとのことだが、納得だ。教官の進行で自己紹介をする。同期のSh検事やアジ研で知り合ったSa事務官が研修仲間だったので、アウェイ感がそれほどないのが救いだ。

自己紹介が終わると、そこからは講義の嵐だ。まずはM教官から、法務省の法整備支援の概要について説明を受ける。法整備支援とは、法令を作るための支援のみならず、法令を運用する制度の改善や、運用する人材の育成の支援も含むこと、現在までの支援対象国が10か国以上であることなどを知る。そして、寄り添い型の支援—法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国との対話を通じて、実情に合った法制度をともに考えるのが日本の支援なのだと説明される。S検事からもらった本に書いてあった「日本式法づくり」だ。

次いで、M部長のご講話・ご講義。部長のラウンジBでのギター演奏がお上手だったことは覚えている。支援においては、まずは相手を知ることが大事、というのはそのとおりだろうと思ったが、続けて、日本の制度に引き直して考える癖がついていると、全く想像がつかないこと、発想が逆転していることがあるから、自分の仕事を脇から眺めてみると分かることがある、という話になる。例として、ベトナムには建物の概念がないとの説明を受け、確かに日本にある概念が相手国にはない、あるいはその逆の場合はあるのだろうと思ったが、「脇から眺めてみる」というのは実感を持っては理解できなかった。これはやはり、実際に長年支援に携わられたM部長だからこその感覚なのだろう。ベトナムやラオスなどの社会主義国では、基本的に裁判官が法解釈を行うことは許されないと考えられていることには率直に驚いた。個々のケースを解決するためには、法解釈は欠かせない。相手国の主義・理念は尊重しつつ、法制度が十分に機能するように支援するというのは、本当に粘り強い対話や努力が必要なのだろうとを感じる。

翌10日は各教官から、日本の支援先である各国への支援状況などの説明を受ける。同期のI教官、K教官から講義を受けるのもなかなか面白い。I副部長からは「キャプテン」と呼ばれ、大阪地検時代に、I副部長が登板する試合でロジンバッグを忘れたことを思い出す（その節は申し訳ありませんでした。）。I副部長の講義では、支援を行う長期専門家が相手国の関係者と信頼関係を築くことの難しさ、これまでの知識・経験を活かして、自国を発展させようとする熱意ある人々とともに行う仕事の魅力が語られる。M部長も仰っていたが、支援の土台は人と人との交流、信頼関係なのだと思える。目に見える結果はすぐには出なくても、相手と信頼を築きながら共に仕事をすることの充実感は大きいのだろうと思った。

その後も、JICA職員、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、元長期専門家の弁護士の方から、それぞれの法整備支援への関わりや経験などについて講義を受ける。また、現在ベトナムに派遣されている長期専門家のお話をうかがう機会もあった。講義やお話はいずれも、相手国の抱える課題を解決したいという熱意や、相手国への愛を感じるものだ。沢山の講義等を通じて、法整備支援に携わる方々が、相手国の期待に応え、よりよく法制度が機能する社会を相手と共に夢見ながら、熱意を持って仕事に取り組んでおられることを強く感じた。

2 世界の大学などから

今回の研修中には、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（ハノイ法科大学内）やラオス国立大学の学生に対して、我々研修員が日本法の講義を行う機会もあった。私は他の検察出身の研修員と共に、ラオス国立大学の学生に対する刑事訴訟法の講義を担当したが、早速、法概念の違いにぶつかる。こちらは強制処分法定主義だとか令状主義、逮捕前置主義などと説明するが、通訳人が困ってしまう。おそらく、ラオ語には対応する言葉がないからだ。幸い、通訳人の1人は日本法の理解がある方だったようで、丁寧に意味を説明してもらった。そのため、想像以上に時間がかかってしま

う。言語の壁は、法整備支援においては本当に大きいものだろうと痛感した。それでも、ラオスの学生は講義の内容をよく理解して、色々質問してくれたので、その聡明さに驚かされた。ベトナムの学生に至っては、こちらは日本語で、日本の不法行為の講義をしているのに、あちらからは日本語で鋭い質問が飛んできて、正直たまげた。

その他、ラオスで現在行われている刑事事実認定の問題集を作成するワーキンググループの議論の聴講や、東ティモールへの不動産登記法のオンラインセミナーへの参加、神戸大学に留学中のミャンマー、ラオスの学生との意見交換の機会もあった。ラオスの問題集作りでは、殺意の認定の問題が議論されていた。事例をもとに、そもそも殺意があるとはどのような状態か、殺意を認定するに当たって考慮すべき事情は何か、事例で殺意が認定できるか、といった設問が作られており、ワーキンググループに加わっているラオスの裁判官らがその解答作成のために議論している。ラオス刑法典188条によれば、「意図的に他者を死亡に至らせる者」には殺人罪が成立し、この「意図的」というのは、同刑法典14条に規定されている意図的犯罪—犯罪人の自発的行為又は自発的逸脱行為であって、社会にとってのそれらの危険性及びそれらの結末を十分に知った上で、意図的に行う又はそれを放置して発生させたこと—と同義だそう。そうすると、殺意の有無は、この14条の解釈によって決まりそうである。日本の長期専門家からは、相手が死ぬかもしれないと思ったが、それでも構わないと考えて行為に及んだ場合の殺意の有無が尋ねられる。すると、結論が割れる。お互いに殺意がありそうな事例、無さそうな事例を挙げたりして、議論がまとまらない。意図的犯罪の成立にどの程度の要素が必要なのか、まだ統一的な見解は無さそう。日本側参加者の一人である元裁判官の弁護士から、結果発生との認識と、結果発生を認容することは異なる概念だ、という説明があるが、そこで通訳人が困る。認識と認容のそれぞれに対応する単語は、ラオ語にはないようだ。弁護士がそれぞれの概念をかみ砕いて説明する。これまで考えたことのない概念を理解することは、本当に難しいことだと思う。そして、それを理解してもらうためにどう説明すればよいか工夫することも、大変な苦労や努力を伴うものなのだと実感できた瞬間だった。

第4 おわりに

今回の研修を通じて、PCの画面越しにも、法整備支援に携わる方々の熱量をひしひしと感じられた。また、相手国の関係者と共に、よりよく法制度が機能する社会を作り上げていくという仕事の大きさ、魅力を感じる事ができたと思う。さすがに約10日間、終日オンラインというのは正直辛い部分もあったが、総じて有意義な研修だったと感じている。惜しむらくは、やはり実際に現地に行きたかった、ということに尽きる。

2020年度国際協力人材育成研修参加報告

大阪地方検察庁検事

庄野啓子

第1 研修参加にあたって

この度、私は、2020年度国際協力人材育成研修に参加させていただきました。

いきなり私事で恐縮ですが、私には「英語を堪能に話せるようになって、英語を使って海外で仕事をしてみたい。」という人生における漠然とした目標（憧れに近い？）があります。この度の研修に参加できるかもというお話をいただいたとき、単純な私は、「国際」というワードにより、漠然と抱いていたその憧れを現実のものにするきっかけになるのでは、という淡い期待を抱きました。本当に失礼ながら、法整備支援の何たるやなど、ほとんど知りませんでした。

本研修への参加が決まり、自分なりに法務総合研究所国際協力部のホームページを見たりして法整備支援について調べてみると、そこには私の知らない魅力的な世界が広がっていました。長期派遣専門家等として法整備支援に携わることが、私の中で、将来の具体的な希望進路の一つとして、急激に存在感を増してきたのです。加えて、本研修では、ベトナムやラオスといった支援対象国に実際に赴き、支援活動の実態をこの目でみることができるといことで、非常に楽しみにしておりました。

ところが、大方の予想どおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、支援対象国への渡航は困難となり、オンラインでの研修実施となってしまいました。非常に残念ではありましたが、結果的には、教官をはじめ国際協力部の皆さまのご尽力により、想像以上にたくさんの知見を得ることができました。

第2 特に印象に残ったカリキュラム

本研修では、国際協力部教官による講義、長期派遣専門家との意見交換会、ラオスAGカンファレンスへの参加等、たくさんのカリキュラムを受講させていただきました。それぞれに非常に興味深く、勉強になりました。それらの中でも、特に私が印象に残ったカリキュラムを紹介させていただきます。

1 森永部長の講義

本研修の初日、森永部長に法整備支援の概要についての講義をしていただきました。部長は、国際協力部が発足して約2年後に教官になられたとのことで、ご自身の法整備支援に関する長年のご経験と豊富な知識に基づいて、法整備支援とは何なのか、何のためにそれをするのか、どのような支援手法があるのか、などを分かりやすく説明してくださいました。部長が仰っていたことの一つに「法整備支援といっても、突き詰めれば人と人との交流である。コミュニケーションに相手への敬意が必要なように、支援に当たっても、相手国の歴史や現状について理解し、敬意を払うことが大切であ

る。」という言葉がありました。法整備「支援」という単語から、「法制度が整っている日本が相手国に支援してあげるもの」という考えを抱いていた私は、その考えが正しくないことに気が付きました。人は誰しも、上から目線でアドバイスなどされても、それに従おうという気持ちは生まれません。当たり前のことのように、私は、この部長の言葉に、支援活動に際しての心構えの本質を見た気がしました。また、支援に際しては、相手国の事情のみならず、自国である日本の法制度についてその歴史や現状をきちんと理解していなければならないことも教えていただきました。法曹である以上、検察官として執務する中で、限られた法律にしか触れてこなかったというのは言い訳にならないかと反省するとともに、今後、日本の法制度の歴史等についてもしっかり勉強しようと決意しました。

2 ラオスAGカンファレンスへの参加

本研修の三日目に、オンラインでラオスAGカンファレンスに参加させていただきました。昨年度に日本で行ったラオスを相手国とする研修において、刑事事実認定に関するいくつかのテーマについて理論的分析が不十分であることが判明したことから、教育研修の改善に向けた活動を行っているとのことで、その活動の一環として、本カンファレンスが実施されました。

本カンファレンスのテーマは「殺意」であり、どのような場合に殺意が認められるかや、日本側が作成した事例問題について殺意が認められるかなどについて議論がなされました。

私は、検察官として捜査・公判業務に従事する中で、殺意を推認させる間接事実などは当たり前で検討していたのですが、国が違えば、そもそも「故意」という概念についてばらつきがあったり、概念自体が存在しないことから別の言葉で表現するために通訳に時間を要したりと、検討の前提となる法解釈・知識を共有することの難しさを感じました。

しかしながら、AGの先生、長期派遣専門家、教官が、ラオス側の理解の程度を丁寧に確認しながら議論を進められており、ラオス側担当者の皆さんが徐々に理解を深めている様子を目の当たりにして、日本の支援が相手国に役立っていることを実感しました。

また、本カンファレンスでは、日本側とラオス側双方の通訳を一人の方が務めていたのですが、その方が、法律用語が飛び交う議論を的確に通訳しておられるのを見て、非常に感心いたしました。

3 ラオス国立大学講義

本研修の四日目に、ラオス国立大学の学生に向けて、私たち研修員が日本の刑事手続等について講義する機会をいただきました。本研修では、研修員は教えていただく一方だと思っていたので、新鮮な気持ちで参加させていただきました。

講義の準備段階で、日本とラオスの刑事手続の違いについて知る機会があり、ラオスでは起訴段階で証拠が全て裁判所に提出されるなど、大きな違いがあることに驚き

ました。ラオスの学生さんにとっても、日本の刑事手続は驚きの連続だろうと思いつながら、準備したレジュメに沿って説明させていただきました。皆さん非常に熱心に聞いてくださり、質問もたくさんしていただいて、法整備支援の一端を担えたような気持ちになり、うれしかったです。

4 支援計画（PDM）作成・発表

本研修では、「コーロア共和国」という架空の国から支援要請があったと仮定して、研修員が支援計画を作成し、発表する機会をいただきました。研修初日から様々な講義を受けて得た知識を、実践的に使うことができましたし、教官の方々も同じ課題で支援計画を作成し、その発表を聞くこともできて、とても有意義なカリキュラムだったと感じています。

事前の講義等で、支援計画の作成に当たっては、支援要請の理由となっている当該相手国の問題点について、まず日本ではどのようなになっているのかを調査したり、当該相手国だけでなくその属する地域全体の問題点なのかを検討したりする必要があるとの視点を教えていただきました。また、そもそも支援要請に書かれている内容が正しいかどうか（相手国が考えている原因と結果に本当に因果関係があるのか）についてもきちんと検討しなければならないことを学びました。ですから、それらの視点を頭に入れながら、計画の作成に取り組みました。

しかし、実際に計画の作成に取りかかってみると、そもそもプロジェクト目標をどこに設定するのか迷いましたし、成果や活動も無限にある気がしてきて、コーロア共和国の抱えている問題を解決するのに最も有効な活動を導き出すことが非常に難しかったです。また、当然ながら、支援活動の予算（人、物、金）は有限であり、限られた予算の中で最大限の効果を上げる活動を考える必要があるのですが、私はそこまで検討する余裕がなく、ただ活動数を多く上げることに終始してしまったところが反省点です。

教官の方々の発表やそれに対する部長、副部長のコメントを聞き、法整備支援の仕事がどのように進められていくのかを体感することができ、非常に勉強になりました。

第3 本研修全体を通じての所感

私の本研修全体を通じての一番大きな収穫は、研修前に法整備支援という仕事に対して漠然と抱いていたイメージを具体化できたこと、法整備支援という仕事のやりがいを感じることができたことです。

国際協力部教官や長期派遣専門家の業務は、支援対象国の法制度の構築のみならず、その法制度の普及や人材育成にまで及んでいて、支援対象国の将来の発展に寄与する非常にダイナミックな仕事だと感じました。また、今後スタンダードになるかもしれない海外とのオンライン会議の雰囲気も体感できたことも貴重な経験となりました。

実際に現地に行くこと、部長や副部長、教官の皆様と対面でお話することはできませんでしたが、画面越しであっても皆様の法整備支援に対する熱意をひしひしと感

じました。実際に自分が法整備支援に携わることができたなら、他では得がたい経験ができるであろうことを確信しました。

第4 最後に

以上が私の研修報告になります。

最後に、前例のないオンラインでの研修となり、多くのご苦勞をされたであろうにもかかわらず、このような充実したカリキュラムを組んでいただいた国際協力部の部長、副部長、教官の皆様、専門官の皆様には心から感謝しております。特に、研修全体を通して、研修員のサポートをしていただいた村田教官、原島専門官には大変お世話になりました。さらに、私を快く本研修に送り出してくださった大阪地検の皆様に対しても、感謝しております。ありがとうございました。

2020年度国際協力人材育成研修に参加して

盛岡地方検察庁検事

笹村 美智子

第1 はじめに

2020年11月9日から同月19日までの9日間、私は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

私自身、本研修を通して、普段、検事として、検察庁で執務することでは学ぶことができないことを学ばせていただいた。

以下で、本研修の概要や私の所感等を報告する。

第2 コロナ禍での研修

- 1 本研修については、過去に参加された経験のある先輩の方から、お話を伺ったことがあった。

先輩方からは、本研修について、東京都昭島市にある国際法務総合センターで実施される国内研修に加え、ICDが法整備支援を行っている対象国での国外研修で構成されており、研修時間内外で貴重な経験ができたとお聞きしており、私自身、研修員として本研修への参加が決定してからは、本研修が非常に楽しみであった。

- 2 しかし、その後、本研修の開始が近づいた令和2年秋、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本研修のプログラムは大幅に変更されることとなった。予定されたラオスやベトナムでの国外研修はもちろん、国際法務総合センターでの国内研修も中止となり、本研修は全面オンラインで実施されることとなった。

本研修のプログラムの大幅な変更については、非常に残念ではあったが、事態の収束が見えない時世を考えると、致し方ないという気持ちであった。

ただ、正直なことを言えば、本研修自体の中止ではなく、全面オンラインでの研修となったことについて、「1日中、パソコンの画面を眺め続ける9日間となるのではないだろうか…」という不安な気持ちもあった。

- 3 その後、研修の約1週間前には、ICDから盛岡地方検察庁に、私が本研修で使用するノートパソコンとWi-Fiが届いた。

ICDとの間でのパソコン接続テストの際に、本研修を担当していただく村田邦行教官や原島隆寛専門官にご挨拶をさせていただき、かくして、私は、全面オンラインの本研修を迎えることとなった。

第3 本研修の概要と所感等

本研修は、ICDの森永太郎部長、伊藤浩之副部長、村田教官を始めとした教官の

皆さんや、法整備支援に携わる関係者・関係機関の皆さんらによる講義や、実際の法整備支援の場で行われている長期派遣専門家やICD教官と対象国の担当者らとのオンラインカンファレンス等への参加、事例検討等のプログラムで構成されていた。

1 講義

本研修の講義には、森永部長や伊藤副部長、村田教官による、法務省の法整備支援の概論や、実際の法整備支援活動で企画されるPDMについての講義、法整備支援のために対象国での活動に従事する長期派遣専門家の仕事に関するものなどがあった。ICDの教官の皆さんからは、それぞれ担当されている国で、現在、どのような活動がなされているのかといったことや、テーマ別の法整備支援活動の詳細などについてもご紹介いただいた。また、原島専門官からは、普段の国際専門官としての業務について、ユーモアを交えながら、ご紹介いただいた。

さらに、外部講師として、JICA職員の井出ゆりさんや、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)の藤本亮センター長からは、各機関から見た法整備支援活動についてご講義いただいたほか、長期派遣専門家として、実際にモンゴルでの法整備支援活動に従事された岡英男弁護士からは、実際に従事された法整備支援活動やその醍醐味、また、その経験の広がりなどについて、ご講義いただいた。

どの講義も、普段、様々な形で法整備支援活動に携わっている皆さんからの生きた話であり、非常に興味深く拝聴させていただいた。研修初日の講義で、森永部長が、「法整備支援は、何でも日本の法制度に引き直して考えるのではないということについて、この研修で、気付きを得て欲しい。」などと仰っていたが、研修中の別の場面で多々思い出された。このように、講義で聞いたことが、別のコマで、新たな気付きにつながるといったことも多く、そのような体験も、私にとっては、非常に新鮮であった。

2 オンラインでのカンファレンスや意見交換会等

本研修では、国外研修が実施されない代わりに、オンラインにより、実際の法整備支援の現場を知る機会等がもうけられていた。具体的には、刑法に関するラオスとのAGカンファレンス、不動産登記法に関する東ティモールとのオンラインセミナーに加え、名古屋大学日本法教育研究センター(ハノイ法科大学内)の学生との講義・意見交換会、ラオス国立大学の学生との講義・意見交換会、ベトナム長期派遣専門家との意見交換会、神戸大学留学生との意見交換会への参加の機会をいただいた。

ベトナム長期派遣専門家との意見交換会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地での活動についても、オンラインが多用されている現状に加え、今後予定されているプロジェクトでは、ベトナムに対する25年以上にわたる長い支援の歴史の中で、初めてカウンターパートとして中央内政委員会(共産党)が加わることへの期待等についてもお話を聞くことができた。また、オフィスの様子や普段の仕事ぶりが分かるという仕事の面だけでなく、現地での生活や現地の人々との関わりなどといったことにも触れていただいき、長期派遣専門家として、対象国で執務するイメージを持つことができた。

ラオスとのAGカンファレンスや東ティモールとのオンラインセミナーでは、実際に、オンラインで、ICD担当教官が現地とのやり取りをしている執務の様子を見ることができた。これらへの参加を通じて、私が印象に残っていることは、①通訳人の果たす役割の大きさと②法整備支援においては、私たちが前提としている法律概念や定義が対象国にとっては当然の前提ではないことである。

まず、①についてであるが、例えば、東ティモールでは、約40の言語が使用され、その代表的な言語はテトゥン語（公用語）であるが、そのテトゥン語には、法律概念をそのまま表す言葉がないため、その説明には、もう1つの公用語であるポルトガル語が借用されているという事情がある。そのため、オンラインセミナーにおいても、双方の説明や質問等を理解するために、通訳人がさらに説明を求めて、言葉を足して通訳するという場面が多く見られた。日本語やテトゥン語では短い言葉だったものが、通訳人が通訳する際には、その数倍の長さになっていたことが多かった。

異なる言語を使う者同士、双方の話を十分に理解することは、プロジェクトを進めるため基礎となることである。そのために、通訳人の果たす役割がいかに大きいかを実感した。

次に、②についてであるが、「故意（殺意）」がテーマとなったラオスとのAGカンファレンスでは、日本の刑事司法では、構成要件的结果発生の認識・認容と理解されている「故意」について、まず、ラオスの刑法の条文の文言（「意図的」犯罪）をどのように理解するのかということが議論となった。これは、①の点（通訳人の果たす役割の大きさ）にもかかわるところであるが、ラオス語では、「認識」と「認容」を訳し分けることが難しいという事情があったことも、議論の難しさの一因だったのではないかと感じた。

また、東ティモールとのオンラインセミナーでは、東ティモール側がプレゼンした不動産関連法案について、担当教官が、法案への質問（例えば、「日本における登記申請の代理人は、法案にある「受任者」と同義なのか教えてほしい。」「法案における『提出の却下』と『登記の却下』の違いを教えてほしい。」等）という形で、東ティモール側に対して、新たに同国に不動産登記関連法を整備するに当たって、解釈等について検討が必要と思われる箇所について、問題提起をしていたことも印象に残った。

3 課題（支援計画作成）検討とその講評等

本研修では、各研修員に対して、「1995年頃に司法制度改革を実施して近代的な裁判制度を整備したにもかかわらず、近年、最高裁判所の未済事件数が異常に膨れ上がり、機能不全に陥っている。」などといった状況にある架空の発展途上国からの支援要請があったという課題に対して、各研修員が、支援計画（PDM）を検討・起案して、発表するという課題が与えられた。

また、この課題検討に際しては、事前にその考え方のヒントとなる事項について、講義でお話いただいた上、教官の皆さんも、私たち研修員と同じ課題をもとに支援計画を起案されており、研修員の発表や講評のコマの後に、森永部長、伊藤副部長と教

官の皆さんとのオンラインでの検討会にも参加させていただいた。

この課題に取り組み、私は、「相手国の要請を分析しながら、プロジェクト目標をどのように設定するか。」、つまり、「実施した活動がどのような成果を上げ、その成果が上位目標である『プロジェクト目標』につながっているか。」ということを考えることの難しさを感じた。相手国が改善を要すると感じていることが、必ずしも、問題の直接的な原因となっているとは限らないため、その要請以外に本質的な要素があるかもしれないという視点を持つことが大切である。また、プロジェクトの期間や人的物的リソースは限られている。そのような制約の中で、現実的なラインを見極め、実際に相手国で実施する法整備支援計画を具体的に策定していくことは非常に難しく感じた。

加えて、これは、講評を聞いて、気付かされたことであるが、この課題では、配付資料に支援要請をしてきた相手国の状況が詳細に至って記載されており、その中に支援計画を考えるヒントが沢山散りばめられていた。本研修の講義等で、法整備支援活動に従事された皆さんが、対象国のことをよく知ることの大切さについてお話されていたが、支援計画を検討・作成するに際しても、相手国の歴史的文化的背景や風土、国民性等にマッチしたものであることが、その国に根付くということにつながるのだと気付かされた。

この課題を通じて、私が最も印象に残っているのは、講評の際に、森永部長が、「自国の裁判所の機能不全について相談をした相手国から、いきなり、『そちらの国の裁判官の能力の低さが原因ではないか。』などと指摘されたら、誰も良い気持ちはしないだろう。」などと仰っていたことだ。無意識のうちに、「法整備『支援』』というものの意味を誤って捉えていたのかもしれないと強く反省させられた。日本が対象国に対して行っている法整備支援といっても、結局、人対人であり、その人対人において良好な関係を築くことが、法整備支援の成果にもつながるため、非常に重要なのだと感じた。

第4 おわりに

雑多な所感を述べたが、本研修は、これまで法整備支援というものに全く縁も知識もなかった私にとって、非常に新鮮で、得難い経験となった。

当初、感じていた不安とは裏腹に、本研修は非常に充実しており、私自身、本研修でとても多くを学び、それが私の視野を広げるきっかけとなったと感じている。

また、講義や意見交換、通常業務等において、教官の皆さんらがオンラインを積極的に活用されていたことも、印象に残った。

もちろん、例年のように、国内外での研修で、教官や研修員の皆さんと対面で一緒に時間を共有できなかったことは非常に残念だったと、今でも感じている。しかし、これは、最終日に他の研修員がスピーチで話していたことだが、全面オンラインとはいえ、9日間、皆さんと時間を共にしたことで、最終日には、「これで研修も終わりだ。明日からみんなの顔が見られなくなるのか。」といった寂しさを私も感じた。

最後になったが、本研修のためにご尽力いただいたICDの皆さんを始め、多くの

方々に心からの感謝をお伝えしたい。

また、業務多忙な中、私を本研修に快く送り出してくださった盛岡地方検察庁の皆さんにも、心からの感謝を申し上げたい。

国際協力人材育成研修に参加して

千葉地方検察庁検察事務官

齊藤 正人

第1 はじめに

国際協力人材育成研修って興味ある？海外にも行けるみたいだよ！企画調査課教養係の先輩に聞かれたのが、今回の研修に応募するきっかけでした。

私は、大学時代に英語の通訳者でもある教授のゼミに所属しており、紆余曲折あって検察事務官になったのですが、現場の検察庁で働きながらも、将来は何か国際的な仕事をしたいなと漠然と思っていました。そんな希望もあり、検察の現場では麻薬・外事や国際担当等の立会を経験し、法務省に出向した後も、刑事局国際課（現在の国際刑事管理官室）や国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆる「アジ研」）の勤務を経験するなどして、この研修の案内を受けたのは、久しぶりに検察庁の現場に復帰した時期でした。

そんな私にとって、今回このような研修に参加する機会をいただけたことは大変ありがたいことでした。

国際協力人材育成研修は、法務省の開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材を育成する目的で、法制度整備支援活動に携わりたいと希望する法務・検察職員を対象に、法務総合研究所国際協力部が実施しているもので、本年は、2020年11月9日から同月19日までの間に実施されました。本来は、国内研修（東京都昭島市にある国際法務総合センター）と国外研修（ベトナム社会主義共和国のハノイ市及びラオス人民民主共和国のビエンチャン市）で実施されるはずだったのですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全日程がオンラインで実施されました。現場の仕事から解放されて海外に行けるとワクワクしていた私にとって、その決定通知がどれほど落胆するものだったかは想像に難くないのですが、全日程がオンライン実施であっても、研修の情報量は多く、法務省の法制度整備支援の基本的な内容を理解するには十分なものでした。

以下、この研修の主な内容と私がこの研修に参加して感じたことなどを報告させていただきます。

第2 研修の内容

1 法務省の法制度整備支援

まず、WEB会議システム（Microsoft Teams）を利用して簡単に自己紹介をした後、村田教官から法務省の法制度整備支援の概要について御講義をいただきました。

そもそも法務省の法制度整備支援は、法務総合研究所国際協力部が担い手となっており、その内容としては、①法令を作るための支援、②法令を運用する制度を改善す

るための支援，③法令を運用する人を育成するための支援に分けられます。そして、日本の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国との対話を通じて、実情にあった法制度を共に考える「寄り添い型法制度整備支援」であることや法律の整備のみならず、それを運用する人材育成を行い、制度が機能することを重視する「人材育成の重視」を特徴とする点などが説明されました。さらに、相手国のニーズを反映した支援を実施するために、日本の法律専門家（裁判官、検察官、弁護士）を相手国に所在する J I C A（独立行政法人国際協力機構）のプロジェクト事務所に長期派遣専門家として派遣していることなどが説明されました。

私は、法制度整備支援というと、先進国が途上国に「教えてあげる」というような、言葉は悪いですが、上から目線のイメージを持っていました。しかし、法務省を始め日本が行っている法制度整備支援は、相手国のニーズに応じた法制度整備支援（要請主義）であり、法律の整備のみならず、その国の人材を育成し、自立した発展を促していくという点に日本らしさを感じました。

2 法整備支援概論

森永国際協力部長からは、法整備支援概論について御講義をいただきました。森永部長は、国際協力部での教官の経験だけでなく、ベトナムの長期派遣専門家として、ハノイに派遣されていた経験もあるこの分野の第一人者と言うべき方でした。森永部長は「法整備支援」という用語が使われていたので、ここではそれを使うことにしますが、法整備支援とは、難しく言えば前記第2の1に記載したような内容となるが、かみ砕いて言えば、「適正な法規範の定立や運用について困っている国を技術面で助けあげる活動」とでも理解しておき、重要な点は「どのような内容の法整備支援を行うか」という指摘がなされました。

その上で、法整備支援を実施する際に最も重要なことは、リソース・マッチングであるという指摘がありました。聞き慣れない言葉ですが、これは支援対象国のニーズに的確に対応できるだけのリソースが日本にあるのかということです。言い換えれば、日本が先進国であるからといって、支援対象国が求めている支援内容を必ずしも提供できるとは限らないというものでした。具体的には、日本にも不得意な分野（リソースの少ない分野）として、テロ対策や汚職対策など必ずしも対象国をリードできない分野もあるのではないかと指摘や、日本が歴史的にアジア諸国の中では比較的早くから近代法を自主的に導入した国である（欧米の近代法を導入することに対して大きな抵抗がない。）ことや大陸法・英米法のハイブリッドのような法制度を持った国であるという歴史的背景などの特質が、相手国の歴史的背景や法制度に適合しない場合があるという指摘でした。

私は、森永部長の「何でも自分の制度に引き直して考えない。」という言葉がとても印象的で、自分が普段当たり前だと思っている概念や思考方法が、他国には存在せず、全く話がかみ合わなかったりすることが法整備支援には往々にしてあり、それが一つの支援の難しさであるという話を聞いて、なるほどと感じました。

3 各国の支援状況

国際協力部では、各教官が主として担当する担当国が割り当てられているということで、それぞれの国別に担当教官から各国の支援状況について御講義をいただきました。現在、主に支援している国として、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、東ティモール、モンゴル、ウズベキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、中国などの事例が紹介されました。それぞれの支援対象国に対する支援内容の詳細は紙面の都合で割愛しますが、基本的なことは法務省のホームページの中に国際協力部のページがあるので、それを参照すると、法務省がどのような支援をしているのか理解が深まると思います。

私は、教官から各国の支援状況を聞いて、法務省がこんなにも多くの国々に対して、継続的に支援を行っていることに驚きました。そして、この中でも、最も支援の歴史が古いのがベトナムだと知りました。ベトナムは、正式名称をベトナム社会主義共和国といい、名前のとおり、社会主義の国なのですが、1986年にドイモイ（刷新）政策を採用して市場経済を導入しました。その後、市場経済移行に向けた新たな法制度を整備するため日本に法制度整備支援を要請したという経緯があるそうです。この要請に応じて、日本は1994年にベトナムの司法関係者に対して国内研修を実施したのを皮切りに、継続的に支援を続けており、さらに2021年1月から新たなプロジェクトも始まる予定であるとのことでした。ベトナムについては、民法、民事訴訟法などの法令制定や実務のマニュアル作成など多くの成果を上げているようです。

コロナウイルスの影響がなければ、実際にベトナムに渡航して、ベトナムの支援の現場を見ることができたはずだったので、非常に残念でしたが、法務省の支援状況を知ることができて大変有意義でした。

4 プロジェクトサイクルマネジメント（Project Cycle Management）と支援演習

今回の研修の総仕上げとして、私たちは、架空の支援対象国に対する支援プラン作成演習を行いました。演習の前に森永部長から「法整備支援活動の企画」というテーマで御講義をいただきました。その中で、支援プランの作成に当たって、参考となるプロジェクトの計画、実施、評価手法として、プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix, 以下「PDM」とする。）が紹介されました。PDMは、プロジェクトの目標とこれを達成するための資源の投入、活動、成果、そしてその検証方法などを理論的な枠組みを使って表したロジカルフレームワークです。これはJICAなどの実際の支援の現場でも使われている手法です。

私たちは、このPDMを利用して、架空の支援対象国を支援するためのプランをそれぞれ研修員ごとに作成しました。事例の詳細は割愛しますが、その事例は、A4の紙7枚にも及ぶ内容で、支援対象国の地理・気候から始まり、歴史、法制度、法曹の任免方法などについて細かく設定されていました。検討後の講評の中で、伊藤副部長から、PDMを作成した後に、きちんと自分の考えた成果（Outputs）からプロジェクト目標（Project Purpose）が達成されるというロジックが成立しているかを検証する

ことの重要性について指摘がありました。また、森永部長からは、事例に用意された国の特質に着目すること、闇雲にプランを考えるのではなく、まずは仮説を立てることの重要性などについて指摘がありました。

その観点で自分なりに考えたPDMや支援プランを再検討すると、支援対象国の要請に応えるために、それなりの調査は必要ではあるものの、それに終始している印象もあり、PDMの構築や支援プランを考える難しさを感じました。演習事例は、架空の国ですから、たいした問題にはなりません。実際の現場では、お金（税金）と時間、そして大量の人的資源などを投入して支援を行う訳ですから、きちんとしたプランを立てなければ、十分な効果を得られずそれらの限られた資源が無駄になってしまいます。さらに言えば、相手国の要望に応えられないどころか、国を混乱させることにもなりかねないなど法制度整備支援の難しさを感じるとともに、その責任の重さがこの分野のやりがいや面白さにもつながるのかなと感じました。

第3 おわりに

最後に、本研修を主催していただいた国際協力部の皆様、とりわけ村田教官、原島国際専門官、嵐専門官、そして、貴重な御講義をいただいた森永部長や伊藤副部長に感謝申し上げます。また、多忙な業務の中、快く研修に送り出して下さった原庁職員の方々にもこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。